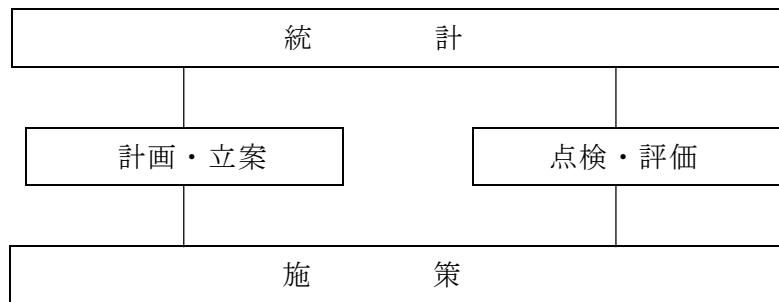


# 環境分野における計画と統計

吉田 央（東京農工大学）

これまで、政府の政策の合理性・総合性を確保するための手段として、各種の「計画」の策定が行われてきた。西谷剛『実定行政計画法』（有斐閣、2003年）によると、2001年末までに公布された法律で計画について定めを持つものは314法、法定計画数は586種類に上っている。現行法律数は1770法とされているので、法律のうち6分の1強が計画制度の定めを持っていることになる。

計画の策定には基礎となる情報が必要である。また、政策が期待された効果をあげているか点検する際にも、情報が必要である。統計はそこで要求される情報の核心である。



しかしながら、近年の「構造改革」の動きは、計画制度にも大きな影響を及ぼしつつある。その影響のもっとも顕著な例として、経済計画を策定してきた経済審議会が省庁再編とともに2000年度をもって廃止され、その最後の「作品」である『経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針』（1999年7月8日閣議決定）は計画期間（2000年～2010年）の満了を待たずに2002年1月25日の閣議決定をもってその「終了」が宣告されるに至ったことを挙げることができよう。また1998年3月31日に閣議決定された『21世紀の国土のグランドデザイン（第五次全国総合開発計画）』は全国総合開発法および国土利用計画法について「抜本的な見直し」を行うことを定めており、現在国土審議会において見直しの作業中である。さらに近年の「公共事業批判」の流れを受け、各種の緊急整備特別措置法等に基づく公共事業長期計画のうち国土交通省所管のものが社会資本整備重点計画（2003年10月10日閣議決定）に再編成された。敗戦後日本の復興と高度経済成長をリードしてきた経済計画・全国総合開発計画（全総）がいずれも大きく変化しつつあるのである。

本報告では、上記の状況を背景として踏まえつつ、環境問題にかかわる重要な計画である「環境基本計画」と「循環型社会形成推進基本計画」を題材として、計画における統計利用の特質を明らかにしたい。

	環境基本計画	循環型社会形成推進基本計画	(参考) 経済計画	(参考) 全国総合開発計画
根拠法	環境基本法	循環型社会形成推進基本法	なし (経済企画庁設置法)	国土総合開発法
計画策定	1994.12.16 閣議決定 2000.12.22 閣議決定	2003.3.14 閣議決定	1955.12 経済自立5カ年計画 (この間12の計画が策定) 1999.7 経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針 2002.1.25 「構造改革と経済財政の中期展望について」で経済計画の「中止」が表明される	1962.10 全国総合開発計画 1969.5 新全国総合開発計画 1977.11 第三次全国総合開発計画 1987.6 第四次全国総合開発計画 1998.3 21世紀の国土のグランドデザイン
主管官庁	環境省 (総合環境政策局環境計画課)	環境省 (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室)	経済企画庁 (廃止)	経済企画庁 (廃止) → 国土庁 (廃止) → 国土交通省 (国土計画局総合計画課)
審議会	中央環境審議会 (企画政策部会)	中央環境審議会 (循環型社会計画部会)	経済審議会 (廃止)	国土総合開発審議会 → 国土審議会
白書	環境白書	循環型社会白書	経済白書	国土交通白書
主要数値目標 (例)	環境基準 京都議定書 オゾン層破壊フロン全廃 社会資本整備重点計画等、他の計画でも環境に関わる数値目標が置かれており、それが環境基本計画で引用されている。	資源生産性 循環利用率 最終処分量 ごみ排出量の20%減量 個別リサイクル目標 (容器包装、家電、自動車等)	経済成長率 内需寄与度 物価上昇率 完全失業率 ただし「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」には数値目標の設定がない	具体的な数値目標は社会資本整備重点計画等で規定 1人あたり都市公園面積 下水道普及率 治水安全度 公共事業のコスト削減 等 多数の数値目標がある。
下位法 (例)	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 自然環境保全法 地球温暖化対策推進法	廃棄物処理法 容器包装リサイクル法 家電リサイクル法 自動車リサイクル法	なし?	社会資本整備重点計画法 土地改良法 森林法
地方計画・下位計画 (例)	全ての都道府県で地方環境基本計画が策定済み 全ての都道府県で地球温暖化防止実行計画が策定済み	市町村一般廃棄物処理計画 都道府県産業廃棄物処理計画 容器包装リサイクル法の分別収集計画	地方計画はなし。 部分的には各自自治体の総合計画で規定	国土総合開発法には地方開発審議会の規定があるが機能していない。各自自治体の総合計画や都市計画マスタープラン